

令和 5 年 1 2 月 1 1 日 開会

令和 年 月 日 閉会

令和 5 年

第 4 回別海町議会定例会議案

別 海 町 議 会

令和５年 第４回別海町議会定例会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第７５号	令和５年度別海町一般会計補正予算	1
議案第７６号	令和５年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算	2
議案第７７号	令和５年度町立別海病院事業会計補正予算	3
議案第７８号	令和５年度別海町水道事業会計補正予算	4
議案第７９号	令和５年度別海町下水道等事業会計補正予算	5
議案第８０号	別海町光ファイバ整備基金条例の制定について	6
議案第８１号	別海町子ども・子育て応援基金条例の制定について	8
議案第８２号	別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第８３号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第８４号	教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第８５号	別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第８６号	第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第８７号	第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第８８号	別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第８９号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第９０号	別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第９１号	別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第９２号	工事請負契約の締結について	45
議案第９３号	工事請負契約の締結について	46
議案第９４号	公の施設に係る指定管理者の指定について	47
議案第９５号	公の施設に係る指定管理者の指定について	48
議案第９６号	公の施設に係る指定管理者の指定について	49
議案第９７号	公の施設に係る指定管理者の指定について	50
同意第３４号	別海町教育委員会委員の任命について	51
報告第１５号	専決処分の報告について	52
報告第１６号	専決処分の報告について	53
報告第１７号	専決処分の報告について	54
報告第１８号	専決処分の報告について	55

議案第 75 号

令和 5 年度別海町一般会計補正予算

令和 5 年度別海町一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 76 号

令和 5 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算

令和 5 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 77 号

令和 5 年度町立別海病院事業会計補正予算

令和 5 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 78 号

令和 5 年度別海町水道事業会計補正予算

令和 5 年度別海町水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 79 号

令和 5 年度別海町下水道等事業会計補正予算

令和 5 年度別海町下水道等事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 80 号

別海町光ファイバ整備基金条例の制定について

別海町光ファイバ整備基金条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町光ファイバ整備基金条例

(設置)

第 1 条 本町が整備した光ファイバ設備の更新、大規模修繕等の事業に要する経費の財源に充てるため、別海町光ファイバ整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金に積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

2 前項の規定により基金を処分する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 1 号

別海町子ども・子育て応援基金条例の制定について

別海町子ども・子育て応援基金条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町子ども・子育て応援基金条例

(設置)

第 1 条 すべての子どもたちが健やかに育ち、子育てを支え合う笑顔があふれるまちづくりを推進するため、子ども・子育ての支援及び教育の充実に資する事業に要する経費の財源に充てるため、別海町子ども・子育て応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金に積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 必要に応じて予算の定めるところにより積み立てる額
- (2) 積立ての指定を受けた寄附金

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

2 前項の規定により基金を処分する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 2 号

別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例（昭和 2 2 年別海村条例第 1
号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 2 号中「1 0 0 分の 3 0 5」を「1 0 0 分の 3 1 5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

2 この条例による改正後の別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例

（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例の規定による改正前の別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 83 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 40 年別海村条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項第 2 号中「100 分の 240」を「100 分の 250」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

2 この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例

の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 8 4 号

教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例（昭和 3 1 年別海村条例第 1 3
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項第 2 号中「1 0 0 分の 2 4 0」を「1 0 0 分の 2 5 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正後の教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例（以下
「改正後の教育長給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例の

規定による改正前の教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 85 号

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 別海町職員の給与に関する条例（昭和 26 年別海村条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「100 分の 120」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 120、12 月に支給する場合においては 100 分の 125」に改め、同条第 3 項中「100 分の 120」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 120、12 月に支給する場合においては 100 分の 125」に、「100 分の 67.5」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 67.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 70」に改める。

第 17 条第 2 項第 1 号中「100 分の 100」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 100、12 月に支給する場合においては 100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 47.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 50」に改める。

別表第1から別表第4までを別記のように改める。

第2条 別海町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「広域異動手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第16条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の122.5」に、「、6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第17条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50」を「100分の48.75」に改める。

第18条の2第2項中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第18条の4第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加える。

第18条の4を第18条の5に改め、第18条の3の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第18条の4 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の別海町職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の別海町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年別海町条例第10号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第2項から第4項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条第1項関係）

給料表（一）

職員の 区 分	職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300

45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	

	94		295,900	343,600			
	95		296,200	344,100			
	96		296,600	344,500			
	97		296,800	344,700			
	98		297,100	345,100			
	99		297,500	345,500			
	100		297,900	345,800			
	101		298,100	346,100			
	102		298,400	346,500			
	103		298,800	346,900			
	104		299,100	347,300			
	105		299,300	347,800			
	106		299,600	348,200			
	107		300,000	348,600			
	108		300,300	349,000			
	109		300,500	349,500			
	110		300,900	349,900			
	111		301,300	350,200			
	112		301,600	350,500			
	113		301,800	351,000			
	114		302,000				
	115		302,300				
	116		302,700				
	117		302,900				
	118		303,100				
	119		303,400				
	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第19条第1項に規定する職員を除く。

別表第2（第3条第1項関係）

給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900
	2	148,100	201,200	221,000
	3	149,100	202,200	221,900
	4	150,100	203,000	222,800
	5	151,200	203,700	223,800
	6	152,300	205,200	225,100
	7	153,400	206,500	226,300
	8	154,400	207,600	227,400
	9	155,300	208,900	228,700
	10	156,400	209,600	230,300
	11	157,500	210,400	231,800
	12	158,600	211,100	233,000
	13	159,500	212,200	234,100
	14	160,600	213,100	235,300
	15	161,800	214,000	236,500
	16	162,900	214,800	237,400
	17	164,000	215,700	238,000
	18	165,400	216,700	238,400
	19	166,700	217,600	238,800
	20	167,900	218,500	239,300
	21	169,000	219,200	239,800
	22	170,200	220,000	241,100
	23	171,400	220,800	242,300
	24	172,600	221,400	243,200
	25	173,700	222,100	244,300
	26	175,200	222,600	245,500
	27	176,700	223,000	246,700
	28	178,200	223,500	247,900
	29	179,600	224,100	248,700
	30	181,000	225,100	249,800
	31	182,500	226,000	251,000
	32	184,000	226,600	252,100
	33	185,400	227,100	253,200
	34	187,100	228,100	254,100
	35	188,800	229,100	255,000
	36	190,500	230,100	256,000
	37	192,200	230,600	257,000
	38	193,300	231,700	257,800
	39	194,700	232,800	258,600
	40	195,800	233,800	259,500
	41	196,800	234,500	260,400
	42	198,200	235,500	261,300
	43	199,400	236,400	262,200
	44	200,600	237,200	263,200
	45	202,100	238,000	263,800
	46	203,100	238,800	264,700
	47	204,000	239,500	265,700
	48	205,100	240,100	266,600
	49	206,200	240,700	267,600

50	207,200	241,600	268,400
51	208,100	242,500	269,200
52	209,100	243,300	269,900
53	210,200	244,200	270,500
54	211,200	245,100	271,300
55	212,100	245,700	272,100
56	213,000	246,400	272,900
57	213,900	247,200	273,500
58	214,500	247,900	274,400
59	215,200	248,600	275,300
60	216,000	249,200	276,200
61	216,800	249,800	277,100
62	217,300	250,600	278,100
63	217,800	251,400	278,900
64	218,300	252,000	279,800
65	218,800	252,600	280,600
66	219,400	253,100	281,400
67	220,000	253,500	282,200
68	220,500	253,900	282,900
69	220,800	254,600	283,500
70	221,100	255,100	284,300
71	221,400	255,500	285,100
72	221,700	255,800	285,800
73	221,900	256,000	286,500
74	222,300	256,300	287,200
75	222,600	256,700	287,900
76	223,000	257,100	288,700
77	223,200	257,400	289,200
78	223,700	257,800	289,700
79	224,000	258,200	290,100
80	224,300	258,600	290,500
81	224,600	258,900	290,900
82	224,900	259,200	291,300
83	225,200	259,500	291,800
84	225,500	259,700	292,300
85	225,800	259,900	292,600
86	226,100	260,100	293,100
87	226,400	260,400	293,700
88	226,700	260,700	294,200
89	227,000	260,900	294,500
90	227,400	261,100	295,000
91	227,700	261,400	295,500
92	228,000	261,600	295,800
93	228,200	261,900	296,200
94	228,500	262,200	296,700
95	228,800	262,500	297,200
96	229,100	262,700	297,700
97	229,300	262,900	298,000
98	229,600	263,200	298,400
99	229,800	263,400	298,900
100	230,100	263,700	299,400
101	230,400	264,000	299,800
102	230,600	264,200	300,200
103	230,900	264,500	300,500

	104	231,200	264,800	300,800
	105	231,500	265,000	301,100
	106	232,000	265,200	301,500
	107	232,300	265,500	301,900
	108	232,600	265,700	302,300
	109	232,800	266,000	302,600
	110	233,200	266,300	303,000
	111	233,600	266,600	303,400
	112	233,900	266,800	303,700
	113	234,100	267,000	303,900
	114	234,600	267,300	304,200
	115	235,100	267,500	304,500
	116	235,600	267,700	304,700
	117	235,900	268,000	304,900
	118	236,300	268,300	305,200
	119	236,700	268,600	305,500
	120	237,000	268,900	305,700
	121	237,400	269,100	305,900
	122		269,300	306,200
	123		269,600	306,500
	124		269,900	306,700
	125		270,100	306,900
	126		270,300	307,200
	127		270,600	307,500
	128		270,900	307,700
	129		271,100	307,900
	130		271,300	308,200
	131		271,600	308,500
	132		271,900	308,700
	133		272,100	308,900
	134		272,300	
	135		272,600	
	136		272,900	
	137		273,100	
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		194,600	205,700	224,200

備考 この表は、技能職員、労務職員その他これに準ずる職員に適用する。

別表第3（第3条第1項関係）

給料表（三）

職員の 区 分	職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500

48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	

100	288,300	319,800	352,400	370,300
101	289,100	320,200	352,900	370,900
102	289,900	320,800	353,300	371,400
103	290,700	321,400	353,800	371,900
104	291,500	321,900	354,200	372,300
105	292,100	322,300	354,500	372,900
106	292,600	322,800	355,000	373,400
107	293,100	323,300	355,400	373,900
108	293,500	323,800	355,700	374,400
109	293,700	324,200	356,200	375,000
110	294,000	324,600	356,700	375,400
111	294,200	324,900	357,200	375,900
112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	
118	296,100	327,100	360,400	
119	296,400	327,500	360,900	
120	296,700	327,700	361,400	
121	297,000	327,900	361,800	
122	297,400	328,200	362,300	
123	297,700	328,500	362,800	
124	298,100	328,800	363,300	
125	298,300	329,000	363,600	
126	298,500	329,300		
127	298,800	329,700		
128	299,200	329,900		
129	299,400	330,100		
130	299,700	330,300		
131	300,100	330,700		
132	300,500	330,900		
133	300,700	331,200		
134	301,000	331,600		
135	301,400	332,000		
136	301,700	332,400		
137	301,900	332,700		
138	302,200	333,100		
139	302,600	333,500		
140	302,900	333,900		
141	303,100	334,200		
142	303,500	334,600		
143	303,900	334,900		
144	304,200	335,300		
145	304,400	335,600		
146	304,600	336,000		
147	304,900	336,400		
148	305,300	336,800		
149	305,500	337,100		
150	305,700	337,500		
151	306,000	337,900		

	152	306,300	338,300			
	153	306,700	338,600			
	154	306,900				
	155	307,100				
	156	307,400				
	157	307,700				
	158	308,000				
	159	308,300				
	160	308,600				
	161	309,000				
	162	309,300				
	163	309,600				
	164	309,900				
	165	310,300				
	166	310,600				
	167	310,900				
	168	311,200				
	169	311,600				
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他これに準ずる職員に適用する。

別表第4（第3条第1項関係）

給料表（四）

職員の 区 分	職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	407,500
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	407,900
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	408,500
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	408,900
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	409,500
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	410,100
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	410,700
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	411,100
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	411,700
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	412,300
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	412,900
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	413,300
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	413,900
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	414,500
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	415,100
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	415,500
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	416,000
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	416,600
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	417,200
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	417,600
86		290,700	326,500	347,300		418,200
87		290,900	326,700	347,600		418,800
88		291,100	327,000	347,900		419,400
89		291,500	327,400	348,300		419,800
90		291,700	327,800	348,600		420,400
91		291,900	328,200	349,000		421,000
92		292,100	328,600	349,300		421,600
93		292,500	328,900	349,700		422,000
94		292,700	329,100	350,000		422,600
95		292,900	329,500	350,300		423,200
96		293,200	329,800	350,600		423,800
97		293,500	330,000	350,900		424,200
98		293,700	330,300	351,300		424,800
99		293,900	330,600	351,700		425,400

	100		294,200	330,900	352,100		426,000
	101		294,500	331,100	352,600		426,400
	102		294,700	331,400	353,000		
	103		294,900	331,800	353,400		
	104		295,200	332,000	353,800		
	105		295,500	332,200	354,300		
	106			332,400			
	107			332,800			
	108			333,000			
	109			333,200			
	110			333,600			
	111			334,000			
	112			334,400			
	113			334,600			
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士その他これに準ずる職員に適用する。

議案第 86 号

第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年別海町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第 16 条の 2 第 2 号会計年度任用職員（任期の定めが 6 月以上の者に限る。）の勤勉手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

2 第 14 条第 2 項、同条第 3 項及び前 2 条の規定は、第 2 号会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第 20 条中「第 14 条」の次に「及び第 16 条の 2」を加える。

第 21 条中「及び第 14 条」を「、第 14 条及び第 16 条の 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 87 号

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年別海町条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「100 分の 120」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 120、12 月に支給する場合においては 100 分の 125」に改める。

第 2 条 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第 2 条第 2 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 7 条第 2 号中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 120、12 月に支給

する場合においては「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第7条の2 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

(1) 勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用された第1号会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった第1号会計年度任用職員で、基準日にそれぞれ在職するものに対して支給する。

(2) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(3) 前号の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日以前6月以内の在職期間における報酬（町長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額とする。

2 前項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第17条の規定の例による。

第14条中「第7条」を「第7条の2」に改める。

第15条中「第7条」を「第7条の2」に改める。

第16条（見出しを含む。）中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の第1号会計年度任用職員報酬条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の第1号会計年度任用職員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条

の規定による改正前の第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の第1号会計年度任用職員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 88 号

別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例の制定について

別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

別海町ふるさと寄附条例（平成 20 年別海町条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（8） 千島海溝周辺海溝型地震ほか災害への対応、デジタル化の推進ほか自治基盤の強化に資する事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 89 号

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別海町国民健康保険税条例（昭和 35 年別海村条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納入義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。

以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5

項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の別海町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 90 号

別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

別海町児童デイサービスセンター条例（平成 20 年別海町条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

センターは次の各号に定める事業を実施するものとする。

- （1） 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援及び同条第 4 項に規定する放課後等デイサービス（以下「通所支援」という。）
- （2） 北海道「市町村子ども発達支援センター事業」実施要領に規定する市町村子ども発達支援センター（以下「発達支援センター」という。）

第 6 条第 1 号中「法第 21 条の 5 の 5 第 1 項」の前に「通所支援は、」を加え、同条第 2 号を次のように改める。

- （2） 発達支援センターは、本町に住所を有する障がい児及びその保護者（ただし、法に基づく通所支援、障害児相談支援及び障害児入所施設を利用している児童を除く。）

第6条に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

第8条中「障害児通所支援」を「通所支援」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の1項を加える。

2 発達支援センターの利用料は、無料とする。

第9条中「センター」を「通所支援」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 9 1 号

別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

別海町印鑑登録及び証明に関する条例（昭和 5 0 年別海町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「利用者証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「第 1 5 3 号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「記載」を「記録」に、「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事

業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備をいう。）」に改め、「番号をいう。）」の次に「の入力又はこれに代わる認証を行い、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則の定める日から施行する。

議案第 9 2 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事 |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 2 2 1, 8 7 0, 0 0 0 円
(内消費税及び地方消費税額 2 0, 1 7 0, 0 0 0 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 野付郡別海町別海 1 3 0 番地の 1 8
寺井建設株式会社
代表取締役 寺 井 範 男 |

議案第 93 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 中西別上風連線改良舗装工事 |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 199,100,000円
(内消費税及び地方消費税額 18,100,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 野付郡別海町別海常盤町 5 番地
高玉建設工業株式会社
代表取締役社長 高 玉 哲 朗 |

議案第94号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月11日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

(1) 名 称 別海町児童デイサービスセンター

(2) 所 在 地 別海町別海常盤町280番地

2 指定管理者

(1) 住 所 札幌市中央区大通西5丁目11番地

(2) 名 称 社会福祉法人 北海道社会福祉事業団

(3) 代表者名 理事長 内 海 敏 江

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 95 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 別海町酪農工場
- (2) 所 在 地 別海町別海 1 3 2 番地 2

2 指定管理者

- (1) 住 所 別海町別海 1 3 2 番地 2
- (2) 名 称 株式会社 べつかい乳業興社
- (3) 代表者名 代表取締役社長 浦 山 吉 人

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 96 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

(1) 名 称 別海町農漁村加工体験施設

(2) 所 在 地 別海町別海 132 番地 2

2 指定管理者

(1) 住 所 別海町別海 132 番地 2

(2) 名 称 株式会社 べつかい乳業興社

(3) 代表者名 代表取締役社長 浦 山 吉 人

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 97 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 別海町資源循環センター
- (2) 所 在 地 別海町中西別 108 番地 2

2 指定管理者

- (1) 住 所 別海町中西別 108 番地 2
- (2) 名 称 別海バイオ株式会社
- (3) 代表者名 代表取締役 林 武 雄

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

同意第 3 4 号

別海町教育委員会委員の任命について

次の者を別海町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | |
|--------|--|
| 1 住 所 | 野付郡別海町別海鶴舞町 6 8 番地 |
| 2 氏 名 | 河 原 宣 孝 |
| 3 生年月日 | 昭和 3 7 年 1 2 月 2 3 日 |
| 4 任 期 | 令和 5 年 1 2 月 2 0 日から令和 9 年 1 2 月 1 9 日まで |

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月11日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月8日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和5年6月22日議案第60号により議決を経て締結した、町道泉川第1地区零号線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「57,860,000円（内消費税及び地方消費税額5,260,000円）」を「58,069,000円（内消費税及び地方消費税額5,279,000円）」に改める。

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月11日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月17日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和5年6月22日議案第61号により議決を経て締結した、役場庁舎北東面外壁改修工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「88,330,000円（内消費税及び地方消費税額8,030,000円）」を「91,564,000円（内消費税及び地方消費税額8,324,000円）」に改める。

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月11日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月20日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和5年8月1日議案第67号により議決を経て締結、令和5年8月9日に専決処分した、町道別海商工団地中央通線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「52,052,000円（内消費税及び地方消費税額4,732,000円）」を「52,448,000円（内消費税及び地方消費税額4,768,000円）」に改める。

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月11日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年12月1日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和4年12月16日議案第88号により議決を経て締結した、中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「268,950,000円(内消費税及び地方消費税額24,450,000円)」を「271,942,000円(内消費税及び地方消費税額24,722,000円)」に改める。